

# 浜益からの報告

—ゴルフ場建設ストップの経緯—



いちかわ もりひろ  
1954年東京に生れる  
1976年中央大学法学部卒業  
1991年市川守弘法律特許事務所開設  
現在 札幌弁護士会所属



市川 守弘

## 一 農漁業の村

札幌市から自動車に乗り日本海に沿って約一時間半北上すると、浜益村に着く。

浜益村に入ると右手に北斎の富士山を連想する細長い「黄金山」が見える。左手には青い海と白い砂浜が広がる。浜益村は漁業と農業を基幹産業とする人口二八五四人の小さな村である。

浜益村は暖流と寒流が沖でぶつかり、そこに石狩川が流れ込むため、豊かな漁場になるとともに、山の植生は暖流の影響のためか、ここでしか見られない植物もあるといわれている。一九九〇年には沿岸が暑寒別天売焼尻国定公園の指定を受けている。

かつては陸の孤島とよばれ、滝川市から山を越えて往来していたが、八一年になって海沿いに国道が出来てからは交通の便だけはよくなった。しかし、ここも他の町村と同様に過疎化が進行している。

ニシン漁の繁栄が昔となった今、主要産業である漁業ではホタテ、アワビ、ウニなどを「育てる漁業」に活路を見出だそうと八〇年代から稚貝の放流、養殖事業に取り組んでいる。

農業は少ない平坦地を利用した米作が中心で新たな作物の導入による経営転換が求められている。他の町村と同様に後継者難に悩んでもいる。

村では「活性化」のために海水浴場などの観光事業に力を注ぎ、八八年から延長三・五<sup>キ</sup>の海岸区域に浜益海岸環境整備基本計画、通称「クローズアップはまます」をスタートさせた。

## 二 ゴルフ場開発計画

こんな村に降ってわいたようにゴルフ場開発計画が持ち上がった。一九九〇年十一月のことである。

「ハママス高原ゴルフ場」と名打ったこの開発計

画は、総面積二八四<sup>ヘクタール</sup>、一八ホールゴルフ場のはかコテージ一五棟、オートキャンプ場などを計画し平成六年四月オープンを目指していた。

開発業者の計画ではさらに平成八年を目途に周辺にスキー場、ホテル等の建設を予定し、これらの総投資額は二三〇億円といわれていた。

計画予定地は、浜益村の幌、床丹という地区にあり、海に面した丘陵地である。

開発事業概要書によれば「計画地の地形は海に面した丘陵地であるため、各コースから日本海を望むことができ、雄大な景色と豊富に残された自然が大きな特色となる」とうたわれている。

計画予定地の半分以上の約一四三<sup>ヘクタール</sup>の土地は浜益村の村有地であったため、村の開発計画に対する意思決定が重要な問題となった。もちろん村当局は積極的な対応を示し、村議会議員も一人を除いて賛成の態度であった。

村はリゾート開発による『地域活性化』にバラ色の夢を描いたといってよい。前記概要書は「今後長期的なリゾート施設の開発を行うことにより、経済的波及効果や社会的波及効果など地元住民の雇用に対する効果を期待する意味でも積極的に進めることが必要であると考えます。このことは「ハママス高原ゴルフ場」の建設が、当村を含めた、この地域全体の活性化に対する一助であると信じている」と述べている。

## 三 立ち上がった住民

「ハママス高原ゴルフ場」開発計画に対し、まず反対の意思を表明したのは漁民であった。しかも、養殖事業に取り組んでいる若い漁師達であった。彼らを囲むように予定地のすぐ下の川で浜益北部小学

校の子供達と一緒にヤマベの飼育をしている教師や  
浜益の自然の中で創作活動をしている陶芸家が共に  
立ち上がった。

彼らが作った「ゴルフ場問題を考える会」はさっ  
そく反対署名を集めた。これには浜益村漁協組合員  
の七五割が署名した。海の目の前に予定されるゴ  
ルフ場は、漁場を破壊させるといふ危惧が村当局の  
思惑に反して強かったのである。

これには理由がある。浜益村にはこれといって大  
きな港がない。比較的小さな舟で沿岸、磯回りの漁  
業をしている。彼らにとって山が削られゴルフ場が  
建設されることは目の前の漁場の破壊、漁業の破滅  
を意味することが明らかだった。

#### 四 多彩な運動と困難性

「ゴルフ場問題を考える会」は実に多彩な運動を  
展開した。八木健三北海道自然保護協会前会長、神  
原勝先生の講演を行い、住民達とゴルフ場の問題点  
を学習し、現地調査をし、ピラなどの宣伝活動を活  
発に行った。

しかし、その運動は決して予断を許さなかった。  
後継者がいない高齢化した漁民達の中には、漁業を  
止めたいと思う人達もいる。村当局に反対すること  
にためらう人達もいる。漁協も正式に反対決議を奉  
げたわけでもない。

村議会が開発推進の方向で動き出したら、開発を  
ストップさせることは至難の技になる。

「磯回り」の前浜漁業を守る事が漁民の生きる  
道である、という極めて正当な訴えを地道に広める  
ことが重要であった。

「ゴルフ場問題を考える会」は、粘り強く、しか  
も着実に運動を進めていった。

#### 五 住民監査請求

一九九二年四月頃、開発業者が勝手に開発予定地  
にある村有地の一部に深さ一〇〇メートルの恒久的ボーリ  
ング施設を設置していたことが判明した。

これはその前年に村が開発業者に現況図作成のた  
めの測量調査を許可したのであるが、この測量調査  
のための立入許可を利用して開発業者は勝手に深度  
一〇〇メートルの給水ボーリングを掘削したのである。

このボーリングは、将来のゴルフ場開設を前提に  
したボーリングであると判断される。

「ゴルフ場問題を考える会」は、真相が明白にな  
ると、開発業者にボーリングを撤去させるよう、村  
当局に対しただちに要求した。助役は、ボーリング  
撤去は方法がなく困難であるとか、開発業者が検討  
しているとか、村としての態度決定を曖昧にしてい  
た。

そこで「ゴルフ場問題を考える会」のメンバー二  
人は一九九二年六月九日、地方自治法二四二条に基  
づき措置請求という住民監査請求を起こしたのであ  
る。

内容は、村有地に無権限でボーリングを建設して  
いるのに村はこれを放置し財産管理を怠っている、  
という理由から、村長に対し、開発業者にボーリン  
グ施設を撤去させることと、無断土地使用による損  
害金と、撤去のために村と開発業者との協議に要し  
た村の費用を支払わせることを、それぞれ求めるこ  
うのものである。

浜益村監査委員は、八月七日次のとおりの監査結  
果を請求人に回答した。

まず、ボーリングは無届けで設置されたものであ  
ること、八ヶ月間の土地使用料相当額を開発業者は

負担すべきであること、さらにボーリング撤去に関  
する協議に要した費用は開発業者に負担させるべき  
であること、をいずれも認定し、村長に対して①九  
月七日までに開発業者にボーリングを撤去させよ、  
②開発業者に八ヶ月間の土地使用料相当額を請求せ  
よ、③同じく協議などに要した費用を負担させよ、  
という勧告をした。

請求した住民達の全面的な勝利であるといつてよ  
い。

#### 六 住民の変化

「ゴルフ場問題を考える会」のメンバーによる住  
民監査請求と、その請求が全面的に認められたこと  
は、地域住民に少なくない意識変化をもたらした。

それまで、村当局に対する明確な意思表示を避け、  
「ゴルフ場問題を考える会」に一線を画していた住  
民も、「ゴルフ場問題を考える会」に理解を示すよ



放置されているボーリング施設

りになった。

逆に、「ゴルフ場問題を考える会」やそのメンバーに対し露骨な批判をし、積極的な開発推進を明確にする部分も現れてきた。

とくに、「ゴルフ場問題を考える会」が、信頼し、相談までしていた某政党の村議会議員が実は積極推進派であったことが明らかになったことはメンバーに衝撃を与えた。

しかし、「ゴルフ場問題を考える会」は、着実に住民の中に理解が広まっていることを実感として肌

に感じるようになってきていた。 監査結果が出る直前、メンバーの一人が開発予定地の山の中でハンガーストライキを実行したのであるが、そのとき古老の漁師が何人も激励にきたのである。今まで若い漁師が先頭を切っていたが、村の古老までが後押しをしてくれるようになったことに「ゴルフ場問題を考える会」は大いに勇気づけられた。

## 七 告発と開発計画撤回

「ゴルフ場問題を考える会」のメンバーは、九三年七月三日、開発業者を国土利用計画法違反で告発した。

開発業者は、開発予定地の民有地を九〇年一月中旬にすでに買収していたことが判明したのである。 国土利用計画法では一定の広さの土地を売買する場合に、売買契約を締結する以前に道知事に対して面積、予定対価、利用目的などの契約内容の届出をしなければならないことになっている。

浜益では、開発業者は実際には九〇年一月一日に売買契約を終了し、代金総額約一億二〇〇〇万円を支払い、その後の一二月七日になって、「売買

予定」の届出を道知事になした。しかも「予定代金」を実際の半分以下にした虚偽の届出であった疑いが強い。

もしこれが事実であれば、無届売買、虚偽の届出として当事者は六月以下の懲役か一〇〇万円以下の罰金に処せられる立派な犯罪行為である。

「ゴルフ場問題を考える会」では、このことを告発すべきか悩んだ。国土利用計画法違反は買収した者だけでなく、売った村民も犯罪を犯したことになるからである。同じ村民を巻き込みたくはなかった。しかし他方で、開発推進派の動きも活発になってきていた。村で開催された公聴会では「ゴルフ場問題を考える会」のメンバーの建設反対の意見陳述の際に、推進派から数多くの野次罵倒が浴びせられ、推進派議員から嫌がらせの質問までされたり、他のメンバーは地主から建設反対を止めるか、土地を出していくか、と迫られていたりしていた。

「ゴルフ場問題を考える会」では、議論を重ねた上、告発の相手を業者のみに絞って告発することを決め、多くの村民の賛同を求めた。

その結果、「ゴルフ場問題を考える会」のメンバー以外も含めた一六人が告発人になって、開発業者を滝川警察署に告発したのである。

滝川署は、一〇月六日、開発業者を国土利用計画法違反で札幌検察庁に書類送検した。

開発業者は、送検後の九日、開発計画の凍結を表明し、事実上の撤退をした。

## 八 まとめ

以上が「ハママス高原ゴルフ場」計画の初めからの顛末である。

北海道で、ゴルフ場問題での住民監査請求や国土

利用計画法違反の告発などは初めてといわれている。確かに法的手段を駆使した闘いとその経験は貴重であった。

しかし、なんと言っても浜益での住民の勝利は、地域での粘り強い運動の成果であった。

まず、ゴルフ場開発において重大な利害関係のあった漁民が反対していたこと、

また、反対の理由が村の主張する抽象的な「地域活性化」に対して、地場産業である漁業を守る、という具体的な点にあったこと、

さらに、漁民以外の住民が浜益の自然を守る点で共に立ち上がったこと、

その上で、地域での議論を重ねて、幅広く学習会や講演、ピラ、ニュースなどの宣伝活動を活発におこなったこと、

が挙げられる。 パブル崩壊以後、ゴルフ場開発計画は縮小、断念に追い込まれている箇所が多いと言われている。しかし、北海道では油断はできない。道内の豊かな自然を狙って、二一世紀にも予想される新たなリゾートブームを当て込んだ大資本によるリゾート開発計画が着々と進んでいると言われる。

このような動きの中で、何よりも大事なものは、地元の人達の地域に密着した運動である。地元住民が立ち上がらなければ開発にストップはかけられない。この点で浜益での運動は模範的であった。

住民監査請求や告発という法的手段は、このような運動の中で一環として行われたからこそ、大きな威力を発揮したのである。

浜益村は現在、本来の静寂を取り戻している。豊かな漁場と貴重な植生をもつ浜益の海と山、そして住民の生活は守られたのである。